

# 公 示

令和2年10月定期海技士国家試験(航海・機関)の総合合格者を下記の  
とおり公示する。

令和2年11月25日

内閣府沖縄総合事務局長



記

(航海)

種 別	受 験 番 号
一 級 海 技 士 ( 航 海 )	1002、1006 以上2名
二 級 海 技 士 ( 航 海 )	1111 以上1名
三 級 海 技 士 ( 航 海 )	1304、1305、1324、1329、1330、1331 以上6名
四 級 海 技 士 ( 航 海 )	1504、1505、1532、1534、1536、1537 以上6名
五 級 海 技 士 ( 航 海 )	1701、1702、1705、1708、1709、1710、 1711、1712、1713 以上9名

(機関)

種 別	受 験 番 号
一 級 海 技 士 ( 機 関 )	該当者なし
二 級 海 技 士 ( 機 関 )	1103、1106、1107 以上3名
三 級 海 技 士 ( 機 関 )	該当者なし
四 級 海 技 士 ( 機 関 )	1501 以上1名
五 級 海 技 士 ( 機 関 )	該当者なし
内燃機関二級海技士(機関)	該当者なし
内燃機関三級海技士(機関)	3313 以上1名
内燃機関四級海技士(機関)	3501、3504、3505、3509、3510、3511、 3512、3513、3514 以上9名
内燃機関五級海技士(機関)	3706、3707 以上2名

- (注) 1. 試験合格者は1年以内に海技免許申請をしなければ無効となるので留意されたい。  
(船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第3項)
2. 試験合格者は海技免許の申請に先立って海技免許講習を受講しなければならない。  
(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第3条の2)
3. 詳細については、沖縄総合事務局運輸部船舶船員課海技資格係まで問い合わせること。  
(TEL:098-866-0031 内線85327)